

三島市立向山小学校 いじめ防止等の基本方針

1 いじめに対する本校の基本的な考え方

本校全教職員は、以下のいじめの問題についての基本的な認識をもつものとする。

- ①いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは、大人には気付きにくく、判断しにくい形で行われる。
- ④いじめにおいては「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の様態により、犯罪行為として取り扱う。
- ⑥いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは学校、家庭、地域社会など、全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

【いじめの定義】

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

引用：いじめ防止対策推進法

2 いじめ防止等のための対策

本校では、以下のいじめ防止等の対策を行うものとする。

(1) いじめ問題に取り組むための組織

ア 「いじめ対策委員会」

①構成員

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、養護教諭、当該学級担任

※委員会は、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びスクールサポートナーを含めて開催する。

②取組内容

- いじめ対策の体制整備、取組・進捗状況の確認及び定期検証
- 教職員の共通理解、意識啓発及び研修の実施
- いじめの状況把握及び分析
- いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- いじめを行った児童に対する指導及び支援
- いじめを行った児童の保護者に対する助言
- 専門的な知識を有する関係者等との連携
- 三島市教育委員会の判断によって、重大事態の調査等を行う。

○その他いじめ防止に関わること

イ 「生徒指導部会」

- ・校務分掌の生徒指導担当職員による年8回の生徒指導部会にて、児童の情報交換を行い、「いじめ対策委員会」に伝えるとともに、取り挙げた方がよい事案がある場合は、招集を求める。
- ・情報端末機器を用いて、個人情報をやりとりする活動の有用性や危険性について、児童の認識を高めていく指導・支援等を計画するとともに、児童の活用実態把握をする。

ウ 「生徒指導情報交換」

- ・週1回の打合せ及び年5回の職員会議の中で、全教職員で該当する児童についての情報交換及び対応について話し合う。

エ 「向山小学校いじめ対策委員会」

- ・いじめ防止に地域で取り組むため、学校やPTA会長、学校運営協議会委員等による「向山小学校いじめ対策委員会」を必要に応じて設置・開催する。

(2) いじめの未然防止のための取組

ア 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人ひとりが活躍できる学習活動

- ・全ての児童が授業に参加できる、活躍できる等「わかる授業」づくり
- ・規律正しい生活…チャイム着席、正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等

②「ひと・もの・こと」とつながる喜びを味わう特別活動

- ・地域の特色を生かした授業や行事等を通して、人や自然、社会との関わりを豊かにする学びの充実
- ・児童会行事等における異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実

イ いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

①いじめゼロ活動

- ・児童主体の、いじめゼロに向けた活動の企画運営
- ・年4回のNHK for Schoolを活用した「いじめ0学活」

②いじめ対策強化月間

- ・保護者、地域との意思疎通を図りながらの実践

③人間関係づくりプログラム・ハートタイム

- ・年4回の人間関係づくりプログラムとハートタイムとの実施やよりよい人間関係づくりの推進

④道徳授業の充実

- ・体験活動と道徳の時間を関連付けた指導の充実
- ・「命の学習の日」の設定

⑤人権・同和教育の着実な推進

- ・不適切な言動や認識、差別的な態度等の排除

(3) いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

ア いじめの早期発見に努める。

①全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、小さな変化を見逃さない感覚を身に付ける。（「児童がいるところには、教職員がいる」ことを心がける）

②定期的に実施する学年部会や生徒指導部会で、気になる児童の情報を共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。また、欠席したり、遅刻や欠席が多かったりする児童に対し、教職員の初期対応について共通化を図った取組（電話や家庭訪問等）を実施する。

③様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談やスクールカウンセラーとの面談で、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

④「学校生活に関するアンケート」(年3回)と児童教育相談(年3回)及び保護者教育相談(年4回)、保護者個別面談(年2回)により、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

⑤実践的な態度を養う道徳教育の改善を推し進める。

イ いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。

①いじめ問題を発見したときには、学級担任、学年部等だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の心身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

③傍観者の立場にいる児童たちにも「いじめているのと同様である」ということを指導する。

④学校内だけでなく、関係機関等と協力をして解決にあたる。

⑤いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を図りながら指導を行っていく。

⑥いじめに関する取組記録の保管や引継ぎを確実に行う。

⑦いじめの事実確認や指導等の対応を行うとともに、その結果を三島市教育委員会につき月1回報告する。

ウ 家庭や地域、関係機関と連携した取組

①いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報をを集め、指導に生かす。学校内だけで問題解決をすることはしない。

②「生徒指導部会」では、成長過程等における側面に配慮した情報共有を図る。

③学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、他の機関のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

3 重大事態への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑い（自殺の企画、身体への重大な傷害、金品等への重大な被害、精神性の疾患の発症等）や、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、または、児童や保護者からいじめられて重大事故に至ったという申立てがあったときは、三島市教育委員会の指導・助言のもと、次の対処を行う。

重大事態対応の流れ

いじめの疑いに関する情報

○いじめの疑いに関する情報をつかむ。（学級担任、学年部等）→速やかに「いじめ対策委員会」に報告



○「いじめ対策委員会」で、いじめの疑いに関する情報の収集、記録及び共有



○いじめの事実の確認を行い、結果を三島市教育委員会へ報告



重大事態の発生

○三島市教育委員会に、重大事態の発生を報告

重大事態とは【いじめ防止対策推進法 第28条より】

「生命、心身または財産に重大な被害」(第28条 第1号)

- ・児童生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

「いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席する」(第28条 第2号)

- ・年間30日を目安

上記の目安に関わらず、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

三島市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

三島市教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応にあたる。

●いじめ対策委員会で重大事態の調査に当たる。

※ただし、必要な専門家（スクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカー）等が組織に加わり、当該調査の公平性・中立性を確保する。

●いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。

●いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)
- ・関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・調査に先立ち、得られたアンケート結果は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象の在校生や保護者に説明する。

●調査結果を三島市教育委員会へ報告

- ・いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な措置

三島市教育委員会付属機関「三島市いじめ問題対策委員会」が調査主体の場合

●三島市教育委員会の指示のもと、いじめ対策委員会は資料の提出など、調査に協力

いじめ対策の年間計画

【令和6年度】

月	担当	取組内容
4	いじめ対策委員会・全職員 生徒指導主任 学級担任	・いじめ対策等基本方針確認 ・令和6年度関係機関担当者及び連絡方法の確認 ・P T A 総会（学校いじめ基本方針・相談機関について） ・保護者教育相談日①　・人間関係作りプログラム①
5	学級担任	・ハートタイム①　・いじめ0学活① ・生活アンケート実施（早期対応・早期解決）
6	学級担任	・「命の学習の日」　・人間関係づくりプログラム② ・児童教育相談週間①　・保護者教育相談日②
7	学級担任	・ハートタイム②　・保護者個別面談
8	全職員	・生徒指導研修会（S C研修会）
9	学級担任	・人間関係作りプログラム③
10	学級担任 生徒指導主任	・ハートタイム③　・いじめ0学活② ・生活アンケート実施（早期対応・早期解決） ・三島市「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」
11	学級担任 特活指導部・生徒指導部 生徒指導部	・児童教育相談月間　・保護者教育相談日③ ・いじめゼロ活動　・人間関係づくりプログラム④ ・いじめ対策強化月間 ・「いじめ発見のチェックポイント」（保護者用）配布
12	学級担任	・ハートタイム④　・保護者個別面談　・いじめ0学活③
1	学級担任 主幹教諭	・生活アンケート実施（早期対応・早期解決）　・いじめ0学活④ ・学校評価
2	学級担任 いじめ対策委員会	・児童教育相談週間②　・保護者教育相談日④ ・今年度の取組の反省及び次年度への検討・修正
3	学級担任	・次年度への引継ぎ
定期的な取組		・生活アンケート実施（年3回） ・児童教育相談（年3回） ・保護者教育相談（年4回） ・保護者個別面談（7月：全員、12月：希望） ・ハートタイム・人間関係づくりプログラム・いじめ0学活実施（年4回） ・児童の1日の振り返りや学校生活向上のための話し合い（児童会・学級活動） ・打合せ及び職員会議における児童についての情報共有 ・月例報告（問題行動・不登校・いじめ）

※S Cとの面談は、本校の実情に合わせて日程を調整する。

※児童への生活アンケート実施後、児童教育相談の期間を設け、児童との面談を行う。また、それらのことを踏まえて、保護者との教育相談を行うようにする。

関係機関と窓口

【関係機関】

三島市教育委員会	055-983-2671
----------	--------------

【相談窓口】

24時間いじめ相談全国統一ダイヤル	0120-0-78310
子どもの人権110番（法務省）	0120-007-110
三島市いじめ電話相談（三島市小・中学校）	055-976-0110
三島市家庭児童相談室	055-983-2713
三島市青少年相談室	055-983-0886
沼津地区少年サポートセンター三島分室（三島警察署）	055-981-0110
東部児童相談所	055-920-2085
ハロー電話「ともしび」	055-931-8686
子ども・家庭110番	055-924-4152
静岡地方法務局沼津支局	055-973-1201
こころの電話（東部健康福祉センター）	055-922-5562

4 その他

（1）いじめ基本方針の取組評価

三島市学校自己評価「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」や、本校学校評価の機会を使ってアンケートを実施し、その結果を踏まえて、いじめ防止等対策の取組が適切に行われたかを検証する。

（2）基本方針の策定

基本方針の策定にあたっては、保護者や地域の方々に意見を求めたり、児童生徒の意見を取り入れたりする。また、本校職員全員が、意識や理解を共有する機会とする。